

再生可能エネルギー発電設備の設置配慮事項確認書

本書は、下記の事項に注意して記載し、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書に添付してください。

- ・計画について、配慮事項の各項目について、どの様に配慮したか具体的に記載してください。
- ・配慮したことが、枠内に収まらない場合は、別紙にて対応ください。
- ・配慮したことを明確に示すのに図示が必要な場合は、必要に応じ図面の添付をしてください。
- ・配慮することができなかった場合は、その理由を具体的に記載してください。

発電設備の種類	事業者 (届出者)	住所
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備		氏名
		設置場所

1 災害の防止

具体的内容	①土地の形質変更は最小限にとどめる。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	②雨水を敷地内で処理できる対策をとる。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	③土砂の流出を防止する対策をとる。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	

2 良好な景観の形成

具体的内容	①筑波山への眺望景観を阻害しないよう，発電施設の設置位置や形態意匠・色彩に配慮する。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	②河川，牛久沼等の水辺空間を損なわないよう，発電施設の設置位置や形態意匠・色彩に配慮する。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	③幹線道路の街路樹やペDESTリアンデッキの緑の連続性と調和するよう，発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮する。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	④発電設備は，周囲の景観と調和を考慮して，低明度及び低彩度のものを使用し，特に，太陽光モジュールは，低反射で模様が目立たないものを使用する。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	⑤尾根線上，高台又は丘陵地に設置する場合は，伐採等により樹木の連続性（稜線）を乱したり，土地形状に違和感を与えないよう配慮する。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	

3 生活環境の保全

具体的内容	①住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮して、敷地境界から後退したり、植栽を設けて遮蔽するなどの対策をとる。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	②道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとる。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	

4 利害関係者への対応

具体的内容	①事業に関する要望が寄せられた場合は、事業に取り入れるよう努める。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	②事業に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって速やかに対応する。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	

5 適切な管理

具体的内容	①事業者は、発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先、その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置する。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	②発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置するなどの安全対策をとる。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	③発電設備の敷地内は、定期的に除草や清掃を行う。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	④自然災害、その他の事由により発電設備が破損した場合は、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去する。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	⑤発電設備を撤去する場合は、関係法令に基づいて、速やかに適正な処理を行う。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	⑥発電設備を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、適切な措置をとる。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	
具体的内容	⑦自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合は、速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した、緊急対応マニュアルを作成するなどの措置をとる。
配慮したこと 又は配慮できなかった理由	